

関自旅二第 1 5 7 0 号の 3
平成 2 6 年 1 月 2 7 日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関 東 運 輸 局 長

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

標記について、平成 2 6 年 1 月 2 4 日付け国自旅第 4 0 7 号により自動車局長から別添 1 のとおり通達があり、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 8 3 号）の施行に伴い、別添 2 のとおり公示したので了知されたい。

別添 1 通達文

別添 2 公示文

公 示

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関 東 運 輸 局 長 原 喜 信

記

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。））第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

（1）タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示。以下「運賃制度公示」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（3）イ①②③④⑤及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理

方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第158号。以下「細部取扱通達」という。）」 1.（1）によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度公示 1.（1）ロに定める時間制運賃（その他、関東運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示 1.（4）イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

（2）ハイヤーに係る基本運賃

（1）に同じ（運賃制度公示 1.（4）イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

（1）割引運賃

運賃制度公示 1.（3）ニ又は 1.（4）ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3.（1）②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にはないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、関東運輸局長の認可を受けなければならない。

（2）定額運賃

運賃制度公示 1.（5）に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示 1.（1）ハに定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃につ

いては時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。ただし、準特定地域の指定の際現に自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃について運送法第9条の3第1項の認可を受けた事業者が存在する場合においては、下限運賃の設定の際、審査基準別紙1第1の1（6）の基準は適用しないこととする。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、審査基準別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同審査基準別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年4月9日付け公示。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、審査基準別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、審査基準別表1により区分し、同審査基準別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定

する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、審査基準別紙3の1.(2)及び2.(2)に基づき算定し、査定方針公示3(2)に基づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示3.の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示1.(3)イ⑥及び(4)イ②のただし書き、審査基準別紙4第4の1.及び2.に基づき、公定幅運賃として設定する。

(2) ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、(1)で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

(1) 事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

(2) 協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特

定地域等はこの限りではない。

(3) 公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から審査基準に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。

なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。

③ 意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

(4) 公定幅運賃の公表

(2)の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

(1) 公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の(ア)又は(イ)いずれかの基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

(ア) 審査基準1.に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、

公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから３ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の５割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから３ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の５割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準２．（２）に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第９条の３第２項第１号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(２) 公定幅運賃変更の要否の判定

(１)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、３（１）

①で選定する標準能率事業者について、審査基準別紙１第２の要領で算出し

た、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同審査基準別紙 1 第 1 における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令75号）第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。

- ・（１）（イ）の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から３ヶ月間延長するものとする。
- ・（１）（イ）の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- （１）事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控３部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、１部を事業者控えとして返却すること。
- （２）届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にあつては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- （３）公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び関東運輸局長は、原則審査基準別紙５に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同審査基準別紙５において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- （４）公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。
- （５）公定幅運賃の下限運賃が当該地域の自動認可運賃の下限運賃を下回る地域において、自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃を設定している事業者については、準特定地域指定の解除後、法第16条の４第６項により運送法第９条の３第１項の認可を受けたものとみなす一方、自動認可運賃に該当しない運賃を設定することになることから、準特定地域の指定解除後、審査基準別紙４第３の３（４）に基づく条件を付与することとし、その旨通知することとする。
- （６）関東運輸局長は、現に公示している運賃について、公示後の経済社会情勢の変化等により、当該運賃が法第16条第２項に該当しなくなったことが明らかであると認められる場合には、５．（１）及び（２）に関わらず、公定幅運賃の範囲を変更することができるものとする。

附 則

本公示は、平成26年１月27日から施行する。

附 則（平成２８年７月１４日 一部改正）

本公示は、平成２８年７月１４日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和４年１２月１３日 一部改正）

改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。

附 則（令和６年１２月２４日 一部改正）

- １ 改正後の規定は、令和６年１２月２４日以降に要請のあったものから適用し、既に要請のあったものにも遡及して適用する。
- ２ ５．（１）の規定における要請のあった割合を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における要請のあった割合が５割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、５．（２）の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。
- ３ ５．（３）以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。

(別添)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者住所
事業者名
代表者

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定届

今般、一般乗用旅客事業の運賃を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 設定しようとする運賃を適用する営業区域
注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。
3. 設定しようとする運賃額等
注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制			時 間 制		
	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
特定大型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
大型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
普通車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円
小型車	初乗運賃 加算運賃	km m	運賃 円 円	初乗運賃 加算運賃	時間 (分) 分	運賃 円 円

4. 実施日
注) 適用日まで提出する場合は、原則適用日を記載すること。

(別添)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届

今般、一般乗用旅客事業の運賃を変更したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃を適用する営業区域

注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 変更しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制		時 間 制	
	(新)	(旧)	(新)	(旧)
特定大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
普通車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
小型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円

4. 変更の理由

5. 実施日

注) 適用日までに提出する場合は、原則適用日を記載すること。

別 紙

改 正	現 行
公 示	公 示
公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. ～ 4. （略） 5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法 タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。 （1）公定幅運賃の変更手続きの開始 以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。 （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の5割以上となること。 （イ） 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定され	公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. ～ 4. （略） 5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法 タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。 （1）公定幅運賃の変更手続きの開始 以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。 （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。 （イ） 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定され

ている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初
の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、
(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提
出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タ
クシー事業者全体車両数の5割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タ
クシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提
出されること。
- (b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を
有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申
請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営
業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足る
こととし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにす
ることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特
定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有す
る法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書と
して取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審
査基準2.（2）に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更
手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった
場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規
定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7)（略）

6.（略）

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年7月14日 一部改正）

本公示は、平成28年7月14日以降に処分するものから適用する。

ている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初
の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、
(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提
出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タ
クシー事業者全体車両数の7割以上となること。

- (a) 当該運賃適用地域（特定地域等）に営業区域を有する法人タ
クシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提
出されること。
- (b) 当該運賃適用地域（特定地域等を除く。）にのみ営業区域を
有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申
請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営
業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足る
こととし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにす
ることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特
定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有す
る法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書と
して取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審
査基準2.（2）に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更
手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった
場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規
定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7)（略）

6.（略）

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成28年7月14日 一部改正）

本公示は、平成28年7月14日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和４年１２月１３日 一部改正） 改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。 <u>附 則（令和６年１２月２４日 一部改正）</u> <u>１ 改正後の規定は、令和６年１２月２４日以降に要請のあったものから適用し、既に要請のあったものにも遡及して適用する。</u> <u>２ ５．（１）の規定における要請のあった割合を満たした場合であっても、改正前の運賃適用地域における要請のあった割合が５割以上となった場合、改正前の当該運賃適用地域に限り、３ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定手続を開始できるものとする。この場合、５．（２）の規定中「運賃適用地域」とあるのは「改正前の運賃適用地域」に読み替えて適用するものとする。</u> <u>３ ５．（３）以降の規定は、当面の間、改正前の運賃適用地域ごとに適用できるものとする。</u>	附 則（令和４年１２月１３日 一部改正） 改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。
---	---

改 正	現 行
公 示	公 示
公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. ～ 4. （略） 5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法 タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。 （1）公定幅運賃の変更手続きの開始 以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、<u>3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに</u>公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。 （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。 （イ） 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合	公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. ～ 4. （略） 5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法 タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。 （1）公定幅運賃の変更手続きの開始 以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。 （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合 当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。 （イ） 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a)当該運賃適用地域(特定地域等)に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b)当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7)(略)

6.(略)

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(平成28年7月14日 一部改正)

本公示は、平成28年7月14日以降に処分するものから適用する。

附 則(令和4年12月13日 一部改正)

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a)当該運賃適用地域(特定地域等)に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b)当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2)～(7)(略)

6.(略)

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

附 則(平成28年7月14日 一部改正)

本公示は、平成28年7月14日以降に処分するものから適用する。

<u>改正後の規定は、既に申請のあったものにも遡及して適用する。</u>	
--------------------------------------	--

改 正	現 行
公 示	公 示
公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃 (略) 2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い (略) 3. 公定幅運賃の設定方法 公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。 (1) タクシーに係る公定幅運賃 ① 標準能率事業者の選定 法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。<u>ただし、準特定地域の指定の際現に自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃について運送法第9条の3第1項の認可を受けた事業者が存在する場合においては、下限運賃の設定の際、審査基準別紙1第1標準能率事業者の選定基準1（6）の基準は適用しないこととする。</u>	公定幅運賃の範囲の指定方法等について 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。 平成26年1月27日 関 東 運 輸 局 長 原 喜 信 記 1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃 (略) 2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い (略) 3. 公定幅運賃の設定方法 公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。 (1) タクシーに係る公定幅運賃 ① 標準能率事業者の選定 法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

②～⑥（略）

（２）（略）

４．～５．（略）

６．その他

（１）～（４）（略）

（５）公定幅運賃の下限運賃が当該地域の自動認可運賃の下限運賃を下回る地域において、自動認可運賃の下限運賃を下回る運賃を設定している事業者については、準特定地域指定の解除後、法第16条の４第６項により運送法第９条の３第１項の認可を受けたものとみなす一方、自動認可運賃に該当しない運賃を設定することになることから、準特定地域の指定解除後、運賃処理方針通達別紙４第３の３（４）に基づく条件を付与することとし、その旨通知することとする。

（６）地方運輸局長は、現に公示している運賃について、公示後の経済社会情勢の変化等により、当該運賃が法第16条第２項に該当しなくなったことが明らかであると認められる場合には、５．（１）及び（２）に関わらず、公定幅運賃の範囲を変更することができるものとする。

附 則

本公示は、平成２６年１月２７日から施行する。

附 則（平成２８年７月１４日 一部改正）

本公示は、平成２８年７月１４日以降に処分するものから適用する。

②～⑥（略）

（２）（略）

４．～５．（略）

６．その他

（１）～（４）（略）

附 則

本公示は、平成２６年１月２７日から施行する。